

大規模災害時の保健医療活動に係る体制について

1 大規模災害時の保健医療体制の見直しについて

熊本地震に係る国の初動対応検証チームより取りまとめられた「初動対応検証レポート」で、被災地に派遣される医療チームや保健師等を全体としてマネジメントする機能の必要性が報告されたことから、平成29年7月5日医政発0705第4号厚生労働省医政局長通知で「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」で国の考え方が示された。

(国から示された大規模災害時の保健医療体制について)

項目	内容
保健医療調整本部の設置	医療チームの派遣調整等については、平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたが、今後は全ての保健医療活動の調整を保健医療調整本部が担う
保健所の機能強化	保健所(中核市保健所も含む。)は、派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等へ派遣調整等を行う。

2 保健医療体制の見直し内容

改正点	内容
名称の変更	県庁 : 災害医療調整本部 → 保健医療調整本部 基幹的保健所 : 地域災害医療対策会議 → 保健医療調整会議
保健医療調整本部(県庁)の体制	保健医療活動チーム全体の派遣調整に対応 DMAT、DPAT、JMAT、日本赤十字社救護班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等
基幹的保健所の体制	保健医療活動チーム全体の派遣調整に対応(DMATを除く)

3 保健医療調整会議の所管区域の見直し

区域	検討事項	対応(案)
尾張中部	清須保健所管内に災害拠点病院の指定を受けた医療施設がない。	救急二次医療圏の所管区域と同様に、一宮保健所による保健医療調整会議の所管区域に加える。

(1) 尾張中部、西三河南部東、西三河南部西及び西三河北部について見直しを検討してきたが、尾張中部については地域での合意が得られたため、上記のとおり見直す。他の3区域については、地域の意見を聞きながら、検討を継続する。

- (2) 災害発生時に関係者間で円滑な協力がおこなわれるよう、日常の患者の受療動向等の地域の実情に応じて、平時から近隣の保健所間で災害医療に関する意見調整を行う。(特に、尾張西部区域と尾張北部区域は、定期的に協議を行うなど、平時からの連携に努める。)
- (3) 災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたっては、2次医療圏単位で行われている様々な取組と齟齬をきたすことのないよう、平時から関係者による協議を行い連携を図る。

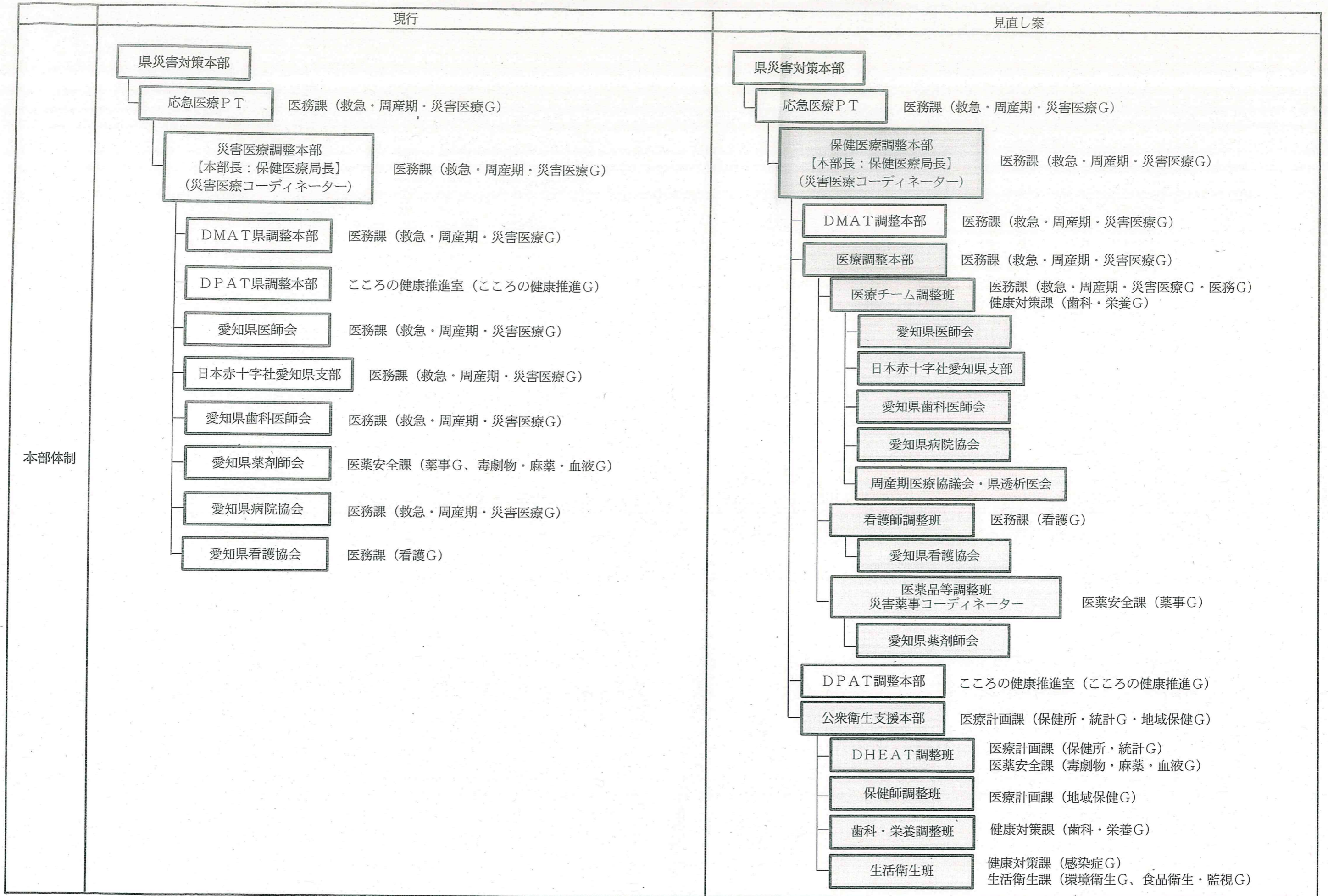
4 新たな所管区域

区域	基幹的保健所	管轄市町村
名古屋	名古屋市保健所	名古屋市
海部	津島保健所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸保健所	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮保健所	一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
尾張北部	春日井保健所	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田保健所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河南部東	西尾保健所	岡崎市、幸田町
西三河南部西	衣浦東部保健所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、西尾市
西三河北部	衣浦東部保健所	豊田市、みよし市
東三河北部	新城保健所	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊川保健所	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
11区域	10保健所	

5 その他

項目	内容
情報収集	保健医療調整会議が設置されるまで(発災後72時間を目処)は、全ての保健所(中核市保健所を含む。)において、被災情報を収集し、直接、保健医療調整本部に連絡する。
派遣調整	応援チーム等の派遣調整は保健医療調整会議で行う。
会議設置場所	保健医療調整会議の設置場所は、地域の実情に応じて関係者で検討する。
保健所間の連携	基幹的保健所以外の保健所(中核市保健所を含む。)は、基幹的保健所と積極的に連携する。

大規模災害時の保健医療活動に係る体制について（本庁体制案）



大規模災害時の保健医療活動に係る体制について（保健所体制案）

